

## 労働関係法令等遵守状況チェックシート

施設名:宮城県婦人会館

申請者名:

項目	確認内容	チェック欄
労働条件の明示	労働者を雇い入れる際、賃金・労働時間等の労働条件を明記した書面を交付している。 労働基準法第15条	
就業規則	就業規則を作成し、労働基準監督署に届出している。また、事業所に備え付けるなど労働者に周知している。※常時10人以上雇用の場合 労働基準法第89条、90条、106条	
時間外・休日労働	時間外・休日労働させる場合、あらかじめ労使で書面による協定(36協定)を締結し、労働基準監督署に届出している。 労働基準法第36条	
	法定労働時間を超えた場合、所定の割増賃金を支払っている。 労働基準法第37条	
賃金	賃金は労働者へ直接、全額を通貨で毎月1回以上、一定期日を定めて支払っている。 労働基準法第24条	
	最低賃金額以上の時間給を支払っている。 最低賃金法第4条	
労働時間	所定労働時間を適正に定めている。また、労働日ごとの労働時間を適正に把握し、記録している。 労働基準法第32条、労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準	
	休日・休暇の付与及び管理は適正に行われている。 労働基準法第35条、39条	
社会保険等	雇用保険・労災保険への加入手続きが適正に行われている。 雇用保険法第7条、労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2、第15条、第19条	
	健康保険と厚生年金保険の手続きが適正に行われている。 ※対象事業所のみ 健康保険法第3条、35条、48条 厚生年金保険法第6条、9条、13条、27条	
安全衛生関係	雇い入れの際及び1年以内ごとに1回、定期的に健康診断を実施している。 労働安全衛生法第66条、労働安全衛生規則第43条	
	産業医・衛生管理者(該当業種の場合は安全管理者も)を選任し、労働基準監督署に報告している。 ※常時50人以上雇用の場合 労働安全衛生法第11条、12条、13条	
	衛生推進者(該当業種の場合は安全衛生推進者)を選任し、労働者に周知している。 ※常時10人以上50人未満雇用の場合 労働安全衛生法第12条の2	
法定帳簿等の整備	労働者名簿、賃金台帳を作成し、保存している。 労働基準法第107条、108条、109条	
男女雇用機会均等	男女差別的な取扱い、妊娠・出産等を理由とする不利益な取扱いがない。また、母性健康管理に関する措置が適正に行われている。 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律第6条、第9条、第12条、第13条	
育児・介護休業	育児・介護休業制度等が適正に整備されている。 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律	

※対象外の場合はチェック欄に/